

奈良市公報

号外第8号

平成25年3月22日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例	1
○奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例	7
○奈良市月ヶ瀬梅林公園条例	8
○奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	9
○奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9
○奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	9
○奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	15
○奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例の一部を改正する条例	15
○奈良市興行場法施行条例	18
○奈良市公衆浴場法施行条例	19
○奈良市クリーニング業法施行条例	21
○奈良市美容師法施行条例	22
○奈良市理容師法施行条例	22
○奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例	23

条 例

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第49号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市公営住宅入居者選考委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第50号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第76の10項の次に次のように加える。

76の 11	低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅の住戸部分を含む。)に係る審査(次項に係るものを除く。以下この項において「住宅審査」という。)	床面積が150平方メートル以内のもの	1件につき40,100円(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の13項にお
-----------	------------------------	--	--------------------	---

			いて「低炭素建築物適合計画」という。) である場合にあっては、6,700円)
	床面積が150平方メートルを超えるもの	1件につき75,400円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円)	
	床面積が400平方メートルを超えるもの	1件につき104,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,200円)	
	床面積が800平方メートルを超えるもの	1件につき144,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円)	
	床面積が2,100平方メートルを超えるもの	1件につき204,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,400円)	
	床面積が4,100平方メートルを超えるもの	1件につき291,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円)	
	床面積が8,300平方メートルを超えるもの	1件につき392,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円)	
	床面積が16,500平方メートルを超えるもの	1件につき512,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円)	
	床面積が24,750平方メートルを超えるもの	1件につき600,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、176,000円)	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査(次項に係るもの)を除く。以下この項において「共用部分審査」という。)	床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき114,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、9,500円)	
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき186,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、27,200円)	
	床面積が2,000平方メートルを超えるもの	1件につき288,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、81,500円)	
	床面積が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき369,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、129,000円)	
	床面積が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき440,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、163,000円)	

		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき512,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、204,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。以下この項において「その他審査」という。）	床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき250,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円）
		床面積が300平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの	1件につき395,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円）
		床面積が2,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のもの	1件につき560,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円）
		床面積が5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの	1件につき686,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円）
		床面積が10,000平方メートルを超えて25,000平方メートル以内のもの	1件につき807,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円）
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき921,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、206,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）及び住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分並びに住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額	
76の 12	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうか	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額

		の審査の申出を併せて行うものに対する審査	ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額
76の 13	低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）に係る審査（次項に係るものと除く。以下この項において「住宅審査」という。）	床面積が150平方メートル以内のもの 1件につき40,100円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
		床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 1件につき75,400円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円）	
		床面積が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 1件につき104,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,200円）	
		床面積が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの 1件につき144,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円）	
		床面積が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの 1件につき204,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,400円）	
		床面積が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの 1件につき291,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円）	
		床面積が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの 1件につき392,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円）	
		床面積が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの 1件につき512,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円）	
		床面積が24,750平方メートルを超えるもの 1件につき600,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、176,000円）	
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査（次項に係るものと除く。以下この項において「共用部分審査」という。）	床面積が300平方メートル以内のもの 1件につき114,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、9,500円）
		床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき186,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、27,200円）	
		床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき288,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、81,500円）	
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき369,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、129,000円）	

		床面積が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき440,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、163,000円）
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき512,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、204,000円）
		床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき250,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円）
		床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき395,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円）
		床面積が2,000平方メートルを超えるもの	1件につき560,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円）
		床面積が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき686,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円）
		床面積が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき807,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円）
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき921,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、206,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。以下この項において「その他審査」という。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）及び住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分並びに住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るもの）を除く。）	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額	

76の 14	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額 ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額
-----------	---	--	---

別表第107項中「(昭和35年法律第145号)」を削り、同項を第107の9項とし、同表第106項の次に次のように加える。

107	薬局開設許可申請手数料	薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
107 の2	薬局開設許可更新申請手数料	薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
107 の3	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	薬事法第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないものをいう。以下同じ。)の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 6,300円
107 の4	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	薬事法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 4,000円
107 の5	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	薬事法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 11,000円
107 の6	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	薬事法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 5,600円
107 の7	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	薬事法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	1品目につき 90円
107 の8	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	薬事法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	1品目につき 90円

別表第108項の次に次のように加える。

108 の2	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
108 の3	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料	薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円
108 の4	薬局製造販売医薬品製造業許可証書換え交付手数料	薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
108 の5	薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料	薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	1件につき 2,900円

108 の6	薬局開設許可証書換え交付手数料	薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
-----------	-----------------	------------------------------------	-----------------

別表第109項中「(昭和36年政令第11号) 第45条」を「第45条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

109 の2	薬局開設許可証再交付手数料	薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	1件につき 2,900円
-----------	---------------	----------------------------------	-----------------

別表第110項中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

別表備考中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

11 第76の11項に規定する床面積は、建築物を建築する場合（次項に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次項に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次項に掲げる場合を除く。）において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積について算定する。

12 第76の13項に規定する床面積は、認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第76の10項の次に次のように加える改正規定及び別表備考中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第51号

別表（第5条関係）

梅の郷月ヶ瀬温泉利用料金

区 分		金額の上限	
一般	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき 400円
		上記以外の者	1回につき 600円
	小人		1回につき 300円
障がい者	大人		1回につき 400円
	小人		1回につき 200円
回数券（12枚つづり）	大人		6,000円
	小人		3,000円

団体	大人	1人につき	500円
	小人	1人につき	250円

備考

- 1 「大人」とは、12歳以上の者をいい、「小人」とは、6歳以上12歳未満の者をいう。
- 2 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。
- 3 「団体」とは、責任者に引率された10人以上のものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成24年12月26日掲示済）

奈良市月ヶ瀬梅林公園条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第52号

奈良市月ヶ瀬梅林公園条例

(目的及び設置)

第1条 名勝月ヶ瀬梅林を訪れる市民及び観光客に憩いの場を提供し、市民の心身の健康の増進と地域の観光の振興に寄与するため、月ヶ瀬梅林公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬梅林公園	奈良市月ヶ瀬尾山107番地

(行為の禁止)

第3条 公園に入園する者（以下「入園者」という。）は、公園内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 施設、設備等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 樹木その他の植物を損傷し、伐採し、又は採取すること。
- (3) 発火性、引火性等を有する危険物を持ち込むこと。
- (4) 花火、バーベキュー、たき火その他火災のおそれがあること。
- (5) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (6) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (7) その他市長が管理上支障があると認めること。

(利用制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公園の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
 - (2) 前号に定めるものほか、管理上必要な指示に従わない者
- （損害賠償）

第5条 入園者は、公園の施設、設備等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれらを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関する事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成24年12月26日掲示済）

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第53号

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

（奈良市下水道条例の一部改正）

第1条 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した」に改める。

第18条第3項の表中「45円」を「60円」に、「82円」を「108円」に、「118円」を「156円」に、「150円」を「198円」に改める。

（奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第2条 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した」に改める。

別表第2右欄中「82円」を「108円」に、「118円」を「156円」に、「150円」を「198円」に改め、同表備考中

「82円」を「108円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第3項の規定及び第2条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定は、平成25年11月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年10月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第54号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 呼吸器内科
- (3) 消化器内科
- (4) 循環器内科
- (5) 神経内科
- (6) 血液内科
- (7) 糖尿病内科
- (8) 外科
- (9) 呼吸器外科
- (10) 消化器外科
- (11) 脳神経外科
- (12) 乳腺外科
- (13) 整形外科
- (14) 形成外科
- (15) 小児科
- (16) 皮膚科
- (17) 泌尿器科
- (18) 産婦人科
- (19) 眼科
- (20) 耳鼻いんこう科
- (21) リハビリテーション科
- (22) 放射線科
- (23) 病理診断科
- (24) 臨床検査科
- (25) 麻酔科

第4条第3項中「300床」を「350床」に改める。

附 則

この条例は、奈良市病院事業の設置等に関する条例の一

部を改正する条例（平成24年奈良市条例第46号）附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第55号

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第19条）

第2章 助産施設（第20条－第23条）

第3章 母子生活支援施設（第24条－第32条）

第4章 保育所（第33条－第39条）

第5章 雜則（第40条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、本市の区域内における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 前項に規定するもののほか、使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、奈良市社会福祉審議会条例（平成13年奈良市条例第41号）第1条の規定に基づき設置された奈良市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。ただし、助産施設のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3に基づき算定された収容人員が30人以上の施設で、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する場合は、この限りでない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持するため適切に、入所している者が入浴できるよう、又は入所している者を清拭するようにしなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかるらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断

入所した児童に対する入所時の健康診断

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">児童が通学する学校における健康診断</td><td style="width: 33%;">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(入所させる妊産婦)</p> <p>第21条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。</p> <p>(第2種助産施設の職員)</p> <p>第22条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のかか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。</p> <p>2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(第2種助産施設と異常分べん)</p> <p>第23条 第2種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。</p> <p>第3章 母子生活支援施設</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第24条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。 (2) 母子室に調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。 (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。 (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。 (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。 <p>(職員)</p> <p>第25条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。</p> <p>5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世</p>
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断		
<p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p> <p>(児童福祉施設内部の規程)</p> <p>第16条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入所する者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項 <p>(児童福祉施設に備える帳簿)</p> <p>第17条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第19条 児童福祉施設は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>第2章 助産施設</p> <p>(種類)</p> <p>第20条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。</p> <p>2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。</p> <p>3 第2種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。</p>			

<p>帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。</p> <p>6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。 (母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの <ul style="list-style-type: none"> ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (母子支援員の資格)</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (2) 保育士の資格を有する者 (3) 社会福祉士の資格を有する者 (4) 精神保健福祉士の資格を有する者 (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの (生活支援) <p>第28条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第29条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。 (業務の質の評価等)</p> <p>第30条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (保育所に準ずる設備)</p> <p>第31条 第24条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第34条第2項を除く。）を準用する。</p> <p>2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下することはできない。 (関係機関との連携)</p> <p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第4章 保育所 (設備の基準)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。 (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育
--

室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
		1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第34条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、

1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、保育所一につき2人を下することはできない。

（保育時間）

第35条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、本市における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第36条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

（保護者との連絡）

第37条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（公正な選考）

第38条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

（利用料）

第39条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第5章 雜則

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（特例幼保連携保育所の特例）

2 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月奈良県条例第22号。以下「奈良県条例」という。）第9条に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室の設備の特例については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児

又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第33条第6号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×（学級数-2）平方メートル

3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場の設備については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第33条第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
2学級以下	330+30×（学級数-1）平方メートル
3学級以上	400+80×（学級数-3）平方メートル

4 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第34条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して奈良県知事が適當であると承認したものは、保育士とみなす。

5 前項の規定による奈良県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。

6 前項の規定に関わらず、第4項の規定による奈良県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。

7 第2項から前項までの規定は、奈良県条例が掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第4項中「当該特例幼保連携保育所」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（母子生活支援施設の建物に関する経過措置）

8 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成

23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令第71号」という。)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる母子生活支援施設の建物であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の用に供されているものについては、第24条第1号の規定(相談室に係る部分に限る。)は、適用しない。

9 平成23年改正省令第71号附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる母子生活支援施設の建物であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の用に供されているものについては、第24条第2号又は第3号の規定は、適用しない。

(母子生活支援施設の長に関する経過措置)

10 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第110号。以下「平成23年改正省令第110号」という。)附則第2条の規定により、平成23年改正省令第110号の施行の際現に母子生活支援施設の長である者であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の長であるものは、第26条第1項の規定にかかわらず、この条例の規定による当該母子生活支援施設の長とみなす。

(設備の基準に関する経過措置)

11 この条例の施行の際現に存する保育所(建築中のもの及び平成25年4月1日以後に増築又は改築されたものを除く。)の屋外遊戯場について、第33条第5号を適用する場合においては、同号中「保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」とあるのは、「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。」と読み替えるものとする。

(保育士の員数の算定に関する経過措置)

12 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第34条第2項の規定による保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第56号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第22条の4の次に次の1条を加える。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第22条の5 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に規定する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第57号

奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例(平成15年奈良市条例第12号)の一部を次のように改

正する。

題名を次のように改める。

奈良市旅館業法施行条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第7条の次に次の3条を加える。

(清純な施設環境を保持すべき施設等)

第8条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章（第42条を除く。）に規定する公民館
- (4) 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (5) 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (6) 前各号に掲げる施設以外の施設で、市長が指定するもの

2 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
- (4) 前3号以外の施設 市長
(衛生措置の基準)

第9条 法第4条第2項の規定による旅館業を営む者が講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 営業の施設及びその周囲は、毎日清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 営業の施設におけるねずみ、昆虫等の防除は、6月以内ごとに1回、定期的に行い、その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 給水設備は、定期的に点検し、及び保守し、貯水槽については、1年以内ごとに1回、定期に清掃し、そ

の実施記録を2年以上保存すること。

(4) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置（以下「給水装置」という。）以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、規則で定めるところにより検査を行い、人の飲用に適する水を供給するとともに当該検査の記録を2年以上保存すること。

(5) 換気設備及び照明設備は、定期的に点検し、及び保守し、常にこれらの設備のそれぞれ適正な換気能力及び照度を維持すること。

(6) 客室には、次に掲げる客室の区分に応じ、それに定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア ホテル営業及び旅館営業の客室

(ア) 洋式の構造設備による客室にあっては、床面積4.5平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積3平方メートルにつき1人とすることができる。

(イ) 和式の構造設備による客室にあっては、床面積3.2平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積2.4平方メートルにつき1人とすることができる。

イ 簡易宿所営業の客室にあっては、床面積2.4平方メートルにつき1人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、床面積3.2平方メートルにつき2人とする。

ウ 下宿営業の客室にあっては、床面積5平方メートルにつき1人

(7) 入浴設備については、次のとおり措置すること。

ア イ以外のもの

(ア) 浴室の給湯栓及び給水栓の湯水は、十分に供給すること。

(イ) 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。給水装置により供給される水以外の水を使用した原水（原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、原湯、上がり用水（洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーから供給される水をいう。以下同じ。）及び上がり用湯（洗い場に備え付けられた給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。以下同じ。）についても、また、同様とする。

(ウ) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の温水の温度は、規則で定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の温水を消毒する場合は、この限りでない。

(エ) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために清掃し、及び消毒

すること。

- (オ) 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより清浄に保つこと。
- (カ) 毎日(ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上)浴槽水を完全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。
- (キ) ロ過器を使用している浴槽にあっては、次に掲げる措置を講じること。
 - a ロ過器は、1週間に1回以上逆洗浄(湯水を逆流させることによりロ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。)を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行っても当該ロ過器のろ材の汚れを十分に排出することができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。
 - b ロ過器及びロ過器と浴槽との間の配管は、1週間に1回以上生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。
- (ク) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、湯水の性質その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であって、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講じるときは、この限りでない。
- (ケ) ロ過器を使用している浴槽にあっては、(ク)本文の塩素系薬剤は、ロ過器の直前に注入し、又は投入すること。
- (コ) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。
- (セ) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (シ) 調整箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。)は、定期的に清掃すること。
- (ヌ) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (セ) 回収槽(浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。
- (ソ) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は、使用しないこと。
- (タ) ロ過器を使用している浴槽にあっては、打たせ

湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと。

- (チ) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。
 - イ 客室に設置された入浴設備で、宿泊者が浴槽水を換水することができるもの
 - (ア) ア(ア)、(エ)、(キ)及び(コ)から(シ)までに掲げる事項
 - (イ) 給水装置により供給される水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。
 - (ウ) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
 - (エ) ア(ウ)及び(セ)から(チ)までに掲げる事項
 - (8) 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
 - (9) 便所は、臭気の防除を行い、その手洗い設備には、衛生上支障がないよう石けん等を備えておくこと。
 - (10) 寝具等については、次のとおり措置すること。
 - ア 布団、毛布、枕等は、清潔な敷布、カバー等で覆うこと。
 - イ 浴衣、敷布、カバー等直接人に接触するものは、宿泊者ごとに洗濯したものと取り替えること。
 - ウ 布団、毛布、枕等は、十分な日光消毒、加熱乾燥等を1月以内ごとに1回行うこと。
 - (11) 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。
 - (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆にまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- (宿泊の拒否の事由)
- 第10条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。
- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔し、若しくはその言動が著しく異常であるとき、又はその身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 通常の時間外に宿泊を申し込まれたとき。
 - (3) 宿泊料等費用の支払能力がないと認められるとき。
 - (4) 宿泊者名簿の記載に応じず、又はその記載事項について虚偽の申告をしたとき。
- 附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の7項を加える。
- (既存の構造設備等に関する特例)
- 2 旅館業法施行細則(昭和58年10月奈良県規則第20号)
附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる営業施設の構造設備については、同規則の施行の際現

に法第3条第1項の規定による営業の許可を受けて旅館業を営業している者又は同規則附則第4項の規定の適用を受けて同条第1項の規定による営業の許可を受けた者が引き続いて当該営業を営んでいる間は、当該営業施設を増築し、又は改築する場合を除き、第2条の規定は、適用しない。

3 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（昭和61年6月奈良県規則第7号。以下「昭和61年改正規則」という。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、第3条第1号（第4条第4号において準用する場合を含む。第5項において同じ。）の規定にかかわらず、昭和61年改正規則による改正前の旅館業法施行細則（昭和58年10月奈良県規則第20号）第6条第1項第1号（同条第2項第3号において準用する場合を含む。）の規定の例による。

4 昭和61年改正規則附則第4項に規定する構造設備については、第2条第2号及び第5条の規定は、適用しない。

5 昭和61年改正規則附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる玄関帳場の基準については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、第3条第1号の規定は、適用しない。

6 昭和61年改正規則附則第6項に規定する構造設備については、同項に規定する施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、第2条第2号及び第5条の規定は、適用しない。

7 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（平成13年3月奈良県規則第73号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる構造設備の基準については、同項に規定する者が引き続き旅館営業を営んでいる間は、第2条の規定は、適用しない。

（既存の入浴設備に関する特例）

8 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年3月奈良県条例第35号）附則第3項に規定する入浴設備については、当該入浴設備の増築又は改築が行われるときを除き、第9条第7号ア(ウ)、(ケ)及びセからチまで並びに同号イ(エ)の規定は、適用しない。

別表第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「（昭和24年法律第207号）」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号中「（昭和26年法律第285号）」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「（昭和25年法律第118号）」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（平成24年12月26日掲示済）

奈良市興行場法施行条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第58号

奈良市興行場法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、興行場の構造設備等に係る公衆衛生上必要な基準及び入場者の衛生に必要な措置の基準並びに興行場の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（2）興行場の名称及び所在地

（3）興行場の種別

（4）興行場の構造設備の概要

（5）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。（設置場所及び構造設備の基準）

第3条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、排水が良好な場所であることとする。

2 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）床の高さは、地盤面から0.45メートル以上であること。ただし、床面が不浸透性材料（コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。）で被覆されている場合は、この限りでない。

（2）次に掲げる要件を備えた観覧場（興行場のうち入場者が興行を見、又は聞く場所をいう。以下同じ。）が設けられていること。

ア ロビー、食堂、売店、便所等（舞台等の興行に直接関係する場所を除く。）とは隔壁その他これに類するものにより区画されていること。

イ 入場者が容易に移動、着席及び出入りができることのほか清掃及び消毒が容易にできる構造であること。

（3）喫煙所は、入場者が利用しやすい適当な場所に設置し、たばこの煙が観覧場内に流入しない構造とすること。ただし、興行場内の喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合は、この限りでない。

（4）次に掲げる要件を備えた便所が設けられていること。

ア 出入口は、直接観覧場に開口しない構造であること。

イ 男子用及び女子用に区分されていること。

- ウ 適当な数の便器が設けられていること。
エ 清浄な水を供給することができる流水式手洗い設備が設けられていること。
- (5) 食堂、売店又は食品販売設備は、便所その他不潔な場所の付近に設けられていないこと。

(6) 観覧場及びロビー等（観覧場以外の場所で、入場者の利用に供する場所をいう。以下同じ。）の空気環境について、次のア及びイに掲げる項目の区分に応じ、それぞれア及びイに定める数値以下とすることができる性能を有する換気設備が設けられていること。

ア 炭酸ガスの含有率 100万分の1,500
イ 浮遊粉じんの量 空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム

- (7) 次に掲げる照度機能を有する照明設備が設けられていること。
ア 観覧場にあっては、床面における全般照度が100ルクス以上であること。
イ ロビー等にあっては、床面における全般照度が150ルクス以上であること。
ウ 観覧場にあっては、映写、演技等の時間中であっても床面における照度が0.2ルクス以上であること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

(衛生措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 興行場及びその敷地内は、衛生上支障がないよう適宜（興行を行う日にあっては、当該日ごとに）清掃し、かつ、規則で定めるところにより定期的に消毒を行うこと。
(2) ねずみ、昆虫等の駆除は、規則で定めるところにより定期的に行うこと。
(3) 換気設備、照明設備その他の設備は、定期的に点検し、保守すること。
(4) 観覧場及びロビー等の空気環境は、前条第2項第6号ア及びイに定める数値以下に保つこと。
(5) 観覧場及びロビー等の照明は、前条第2項第7号に定める照度を保つこと。
(6) 1回の興行時間が2時間30分以上にわたるときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに10分間以上の休憩時間を設けること。ただし、衛生上支障がない場合にあっては、この限りでない。
(7) 観覧場及びロビー等の衛生を確保するため、喫煙所以外での喫煙の禁止その他規則で定める入場者に対する注意事項を適当な場所に表示すること。
(8) 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。
(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定

する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆にまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

- (10) 入場定員を超えて入場させないこと。
(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講じること。

(地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定により地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
(2) 興行場の名称及び所在地
(3) 興行場の種別
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項（変更等の届出）

第6条 営業者は、第2条第1項第1号（法第2条の2第1項の規定による地位の承継があった場合には、前条第1号）及び第2号から第5号までに掲げる事項に変更があったとき又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の緩和等)

第7条 市長は、一時的に施設を仮設し、若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は観覧場が屋外に面している興行場その他特別の理由がある興行場については、第3条及び第4条に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(既存の構造設備等に関する特例)
2 興行場法施行条例の一部を改正する条例（平成13年3月奈良県条例第31号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされている照明設備の基準については、同項に規定する者が引き続き興行場を営んでいる間は、第3条第2項第7号の規定は、適用しない。

（平成24年12月26日掲示済）

奈良市公衆浴場法施行条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第59号

奈良市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）

以下「法」という。) の規定に基づき、公衆浴場の設置場所の配置の基準並びに公衆浴場の構造設備その他衛生及び風紀に必要な措置の基準について定めるものとする。

(設置場所の基準)

第2条 公衆浴場の設置場所は、次の条件を備えていなければならぬ。ただし、人口密度、既設浴場の構造設備その他特別の事由により市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 半径250メートル以内の区域に他の公衆浴場が存しないこと。
- (2) 公衆衛生上著しく危害を及ぼすおそれがあると認められる施設から相当の距離を保つこと。

(構造設備の基準)

第3条 他の法令に定めるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の基準によらなければならない。

- (1) 出入口、脱衣場、浴室及び浴槽は、男女を区別し、男女相互に、かつ、屋外から見通すことができないよう障壁を設けること。
- (2) 浴場内に、採光又は照明のための設備を設け十分な照度を保つとともに、事故の場合の予備の照明設備を設けること。
- (3) 浴場内に、衣類、下足その他の携帯品を安全に保管することができる設備を設け、脱衣室に、1個以上のごみ箱を備えること。
- (4) 脱衣場の構造設備
 - ア 面積は、9.72平方メートル以上とし、天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
 - イ 窓、換気扇等十分な換気ができる設備を設けること。
 - ウ 季節に応じて入浴者の脱衣及び着衣に支障のない程度に保温すること。

(5) 浴室の構造設備

- ア 浴室の面積は、9.27平方メートル以上とし、天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
- イ 周壁の下部及び地盤は、石、れんが、コンクリート等の不浸透質材料で築造すること。
- ウ 地盤は、100分の1以上の勾配をつけること。
- エ 100分の2以上の勾配がある污水口を設け、污水を完全に屋外溝に排出すること。
- オ 窓、換気扇等十分な換気ができる設備を設けること。
- カ 清浄なすすぎ用の給湯栓及び給水栓を適當数設けること。
- キ 適当数の洗いおけを備え付けること。

(6) 浴槽の構造

- ア 石、れんが、コンクリート等の不浸透質材料であること。
- イ 主浴槽の内法面積^{のり}は、2.8平方メートル以上とすること。
- ウ 洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽内に流入しない構造であること。

エ サウナ室は、れんが、コンクリート等で築造し、その面積は、3.4平方メートル以上、高さは、2メートル以上とすること。

- (7) 適当な場所に男女別便所を設け、防臭設備及び流水式手洗い設備を備えること。

(公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第4条 公衆浴場の営業者及び従業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) タオル、くし、かみそり等の共用を禁止すること。
- (2) 脱衣場は、毎日清掃し、清潔を保持すること。
- (3) 排水路は、汚水を停滞させないようにし、埋没溝でないものには蓋を設け、臭気の発散及び昆虫の発生を防止すること。
- (4) 浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原水(原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。)、原湯、上がり用水(洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーから供給される水をいう。)及び上がり用湯(洗い場に備え付けられた給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。)についても、また、同様とする。

(5) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の温水の温度は、規則で定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の温水を消毒する場合は、この限りでない。

- (6) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。
- (7) 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより清浄に保つこと。
- (8) 毎日(ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上)浴槽水を完全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。
- (9) ロ過器を使用している浴槽にあっては、次に掲げる措置を講じること。

ア ロ過器は、1週間に1回以上逆洗浄(湯水を逆流させることによりロ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。)を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行っても当該ロ過器のろ材の汚れを十分に排出することができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。

イ ロ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、1週間に1回以上生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。

- (10) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、湯水の性質

その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であって、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講じるときは、この限りでない。

- (11) ろ過器を使用している浴槽にあっては、前号本文の塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入し、又は投入すること。
- (12) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。
- (13) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (14) 調整箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。）は、定期的に清掃すること。
- (15) 第4号の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、同号の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (16) 回収槽（浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。
- (17) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は、使用しないこと。
- (18) ろ過器を使用している浴槽にあっては、打たせ湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと。
- (19) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。

（営業者の遵守事項）

- 第5条 法第4条に規定する者のほか、付添人のない老幼者及び泥酔者その他入浴させることが適当でないと認められる者を入浴させてはならない。
- 2 浴槽内を著しく不潔にし、又は風紀を乱すおそれのある行為をする者を発見したときは、直ちにこれを制止し、又はその入浴を拒絶しなければならない。

（補則）

- 第6条 市長は土地の状況その他特別の事由があると認められるものについては、第3条の基準を斟酌することができる。

（委任）

- 第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(既存の施設に関する特例)
- 2 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改

正する条例（平成15年10月奈良県条例第12号）附則第2項に規定する施設については、当該施設の増築又は改築が行われるまでの間は第4条第5号、第11号及び第16号から第19号までの規定は、適用しない。

- 3 この条例施行の際現に法第2条第1項の規定により許可を受けて公衆浴場を営業している者（この条例の施行の日前に当該許可の申請をした者が、同日以後に許可を受けることとなった場合に有することとなる施設を含む。）に係る公衆浴場の構造設備が、第3条の構造設備の基準に適合しない場合の当該適合しない構造設備については、当該施設の増築又は改築が行われるまでの間は、第3条の規定は、適用しない。

（平成24年12月26日掲示済）

奈良市クリーニング業法施行条例をここに公布する。
平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第60号

奈良市クリーニング業法施行条例

（趣旨）

- 第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（クリーニング所において講ずべき必要な措置）

- 第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。
- (1) クリーニング所は、住居に使用する部分及びクリーニング業以外の営業に使用する部分と隔壁その他これに類するものにより区分すること。
 - (2) 洗濯物の受取場及び引渡場、洗濯場（選別場、洗い場、乾燥場その他これらに類する場所をいう。）並びに仕上場は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を生じない程度の広さ及び構造であって、それぞれを区分すること。
 - (3) クリーニング所は、採光、照明及び換気が十分に行える構造設備とし、採光、照明及び換気を十分に行うこと。
 - (4) ねずみ、昆虫等の駆除は、毎年1回以上行うこと。
 - (5) 霧吹き作業は、噴霧器を使用して行うこと。
 - (6) 有機溶剤を使用して洗濯又は染み抜きの処理を行うクリーニング所にあっては、次に掲げる措置
 - ア 有機溶剤の保管及び取扱いは、適正に行うこと。
 - イ 有機溶剤を使用する洗濯機等は、定期的に点検し、及び適正に管理すること。
 - ウ テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所にあっては、その使用による排液及び排気中のテトラクロロエチレンを適切に除去することができる処理装置を設ける等使用を適正に行うこと。
 - (7) 法第3条第3項第5号の厚生労働省令で指定する洗濯物（以下「指定洗濯物」という。）を取り扱うクリーニング所にあっては、次に掲げる措置

ア 指定洗濯物は、消毒処理が適正に行われていることを確認すること。

イ 手指の消毒設備を設置し、指定洗濯物のクリーニング作業終了後手指の消毒を実施すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市美容師法施行条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第61号

奈良市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号）

以下「法」という。)及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で美容を行う場合

(2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して美容を行う場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行う場合は、清潔なマスクを使用すること。

(2) 常に爪を短く保ち、客1人ごとの作業前に手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。

(3) 作業場（美容を行う場所をいう。以下同じ。）では、着替え及び食事をしないこと。

(4) 酒気を帯びて、又は喫煙しながら作業をしないこと。

(5) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。

(6) 毛ぞりを行う場合に用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。

(7) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時取り替え、常に有効な消毒効果が得られるようにすること。

(8) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。

(9) 洗浄済み又は消毒済みの器具類、布片類その他用具類は、未洗浄又は未消毒のものと明確に区別して、収

納容器等に収納し、清潔に保管すること。

(10) 薬品、化粧品等の使用に当たっては、安全性に十分留意し、適正に使用すること。

(11) 電気器具を使用するときは、使用前に必ず安全性を確認し、使用中も注意を怠らないこと。

(12) 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指及び使用した器具等の消毒を特に注意に行うこと。

(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 美容所は、常時居住する場所、他の店舗及び外部と隔壁により完全に区分すること。ただし、防火その他の理由により隔壁により完全に区分することが適当でないときは、必要最小限の範囲で天井付近の隔壁を設けないことができる。

(2) 美容所には、作業場のほか、客の待合所を設けること。

(3) 作業場及び待合所の床面積（床面から天井までの高さが2.1メートル以上の部分の床面積に限る。）は、作業椅子1脚を設置する場合は10平方メートル以上とし、作業椅子1脚を増すごとに1.5平方メートル以上を増すこと。

(4) 待合所は、作業場と区分し、作業場の床面積に応じ、適當な広さとすること。

(5) 作業場内に、消毒済みの物品及び未消毒の物品をそれぞれ区別して収納する容器を備えること。

(6) 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具類は、作業椅子の数に応じて十分な量を備えること。

(7) 外傷の応急手当に必要な薬品を備えること。

(8) 便所、更衣室及び流水式手洗い設備を設置すること。ただし、衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市理容師法施行条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第62号

奈良市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）及び理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 理容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容を行う場合
- (2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合
(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行う場合は、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 常に爪を短く保ち、客1人ごとの作業前に手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (3) 作業場（理容を行う場所をいう。以下同じ。）では、着替え及び食事をしないこと。
- (4) 酒気を帯びて、又は喫煙しながら作業をしないこと。
- (5) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (6) 毛ぞりを行う場合に用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (7) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時取り替え、常に有効な消毒効果が得られるようにすること。
- (8) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- (9) 洗浄済み又は消毒済みの器具類、布片類その他用具類は、未洗浄又は未消毒のものと明確に区別して、収納容器等に収納し、清潔に保管すること。
- (10) 薬品、化粧品等の使用に当たっては、安全性に十分留意し、適正に使用すること。
- (11) 電気器具を使用するときは、使用前に必ず安全性を確認し、使用中も注意を怠らないこと。
- (12) 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指及び使用した器具等の消毒を特に念に行うこと。
(理容所について講ずべき措置)

第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所は、常時居住する場所、他の店舗及び外部と隔壁により完全に区分すること。ただし、防火その他他の理由により隔壁により完全に区分することが適当でないときは、必要最小限の範囲で天井付近の隔壁を設けないことができる。
- (2) 理容所には、作業場のほか、客の待合所を設けること。
- (3) 作業場及び待合所の床面積（床面から天井までの高さが2.1メートル以上の部分の床面積に限る。）は、作業椅子1脚を設置する場合は10平方メートル以上とし、作業椅子1脚を増すごとに2.5平方メートル以上を増すこと。

すこと。

- (4) 待合所は、作業場と区分し、作業場の床面積に応じ、適當な広さとすること。
- (5) 作業場内に、消毒済みの物品及び未消毒の物品をそれぞれ区別して収納する容器を備えること。
- (6) 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具類は、作業椅子の数に応じて十分な量を備えること。
- (7) 外傷の応急手当に必要な薬品を備えること。
- (8) 便所、更衣室及び流水式手洗い設備を設置すること。ただし、衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)

奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第63号

奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、専用水道の水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において、

土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目、第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目、第5号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 水道法施行規則(昭和33年厚生省令第45号)第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第6号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第7号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項

第8号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第9号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第10号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月26日掲示済)